

「意見交換会 遺伝子組換え食品について考えよう！」の概要

- 1 日 時：平成28年7月14日（木）14：00～16：00
- 2 場 所：ピュアリティまきび（岡山市北区下石井2-6-41）
- 3 主 催：岡山県保健福祉部生活衛生課
- 4 出席者：28名（岡山県食の安全・安心に関するリスクコミュニケーター、一般消費者、行政関係者等）

5 情報提供

- 「遺伝子組換え技術等の先端技術の農業・食品への応用について」

農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究企画課 課長補佐 坂本匡司

〔 遺伝子組換え農作物の世界での栽培状況、遺伝子組換え技術とは
どんな技術か、安全性評価の仕組み、研究中の最新技術とそのメリ
ット等について説明 〕

- 「岡山県で実施している遺伝子組換え食品の検査について」

岡山県環境保健センター 衛生化学科 研究員 北村雅美

〔 岡山県環境保健センターについて、遺伝子組換え作物の安全性
評価の仕組み（分別生産流通管理等）、岡山県で実施している遺
伝子組換え食品検査の方法と結果について説明 〕



6 参加者からの御意見・御質問とその回答

Q 1. 長期的に見て、環境へ悪い影響が出ないか、有機農業等と共存できるのか心配。

A 1. 遺伝子組換え生物による環境への悪影響については、カルタヘナ法でいう「生物多様性影響評価」により、①競合における優位性、②有害物質の生産性、③交雑性の3つの観点から、学識経験者が科学的な見地から影響評価を実施しています。よって、それら評価により妥当と判断された遺伝子組換え作物のみが承認されることになっており、農業等へも影響についても同様です。

Q 2. 遺伝子組換え食品由来の物質が人体に残留し、影響を与える危険性はないのか。

A 2. 遺伝子はタンパク質を作る設計図で、体内に入るとアミノ酸に分解され、吸収され、利用されたのち、排泄されます。つまり、遺伝子組換えされた食品を食べたヒトの体内にそれらが残留することはありません。

Q 3. 遺伝子組換え作物を飼料として食べている動物の肉を食べても大丈夫か？

A 3. 飼料用として流通している遺伝子組換え作物は、食品安全委員会、農林水産省において安全性評価を行い、安全性が確立されたもののみ流通しています。

Q 4. 岡山県の遺伝子組換え検査では、違反はなかったという話だが、全て検出限界以下だったのか、5%以下であるが検出されたものはあるのか？

A 4. 岡山県で検査を行うとき、定量限界（これ以下だと検査結果を信頼できない値）を0.1%としており、この定量限界を超えて検出されたものはあります。今までの最大値は1.1%、その他は定量限界以下が多いです。



Q 5. 遺伝子組換え食品の、輸入量と加工品への使用状況は？

A 5. 資料にあるとおり、日本に輸入されているトウモロコシの74%がアメリカからの輸入品で、アメリカにおけるトウモロコシの栽培割合は90%を超えているので、日本に入ってきているトウモロコシの65%程度は遺伝子組換えであると考えられ、飼料として使われていたり、一部は加工食品に使われています。

Q 6. ロシアやヨーロッパでは、遺伝子組換え食品の安全性について「疑わしきは手を出さない」という立場で、法整備を行っている。日本では、「疑わしいが安全である」として輸入したり利用したりしている。なぜ日本はヨーロッパの様に固有種を使用せず、遺伝子組換え技術を利用する方向に進んでいるのか。

A 6. 今回紹介した新たな技術NPBTに対しても、ヨーロッパとアメリカでは対応が違っている。ヨーロッパでは、たとえ最終製品に影響がなくても、生産過程で遺伝子組換え技術を使用することも厳しく規制している。アメリカでは、できあがった製品に外来の遺伝子が含まれていなければ問題ないとして、新しい技術をどんどん使っていこうという考えである。ただし、アメリカでも「遺伝子組換えサーモン」について、FDA（アメリカ食品医薬品局）は安全性が確認できたとして承認したが、消費者の理解が得られず商業化できていない事例がある等、遺伝子組換え技術に不安を感じている人もいる。

世界でも、日本でも、遺伝子組換えを利用していくのか、利用しないのか判断する岐路に立っているので、行政としても、国民の方から広く意見を聞き、一緒に考えていきたい。

Q 7. 豆腐等の大豆加工品には必ず「遺伝子組換えではありません」と表示しているため、ほとんどの人が遺伝子組換えは危険だと思っている。そのため、食品販売者からすると、「遺伝子組換え食品は売れない」となってしまう。安全なのであれば「遺伝子組換えではない」表示は廃止した方が良いのでは。

A 7. 「遺伝子組換えでない」という表示は任意表示だが、ほとんどのメーカーが表示している。それは、消費者の方が遺伝子組換え食品に対して不安と懸念を感じていて、知りたいと思っているからである。消費者の不安な気持ちをなくすためには、意見交換やリスクコミュニケーションが必要であるので、今後も農林水産省として、このような場を設けて消費者の方に説明していきたい。